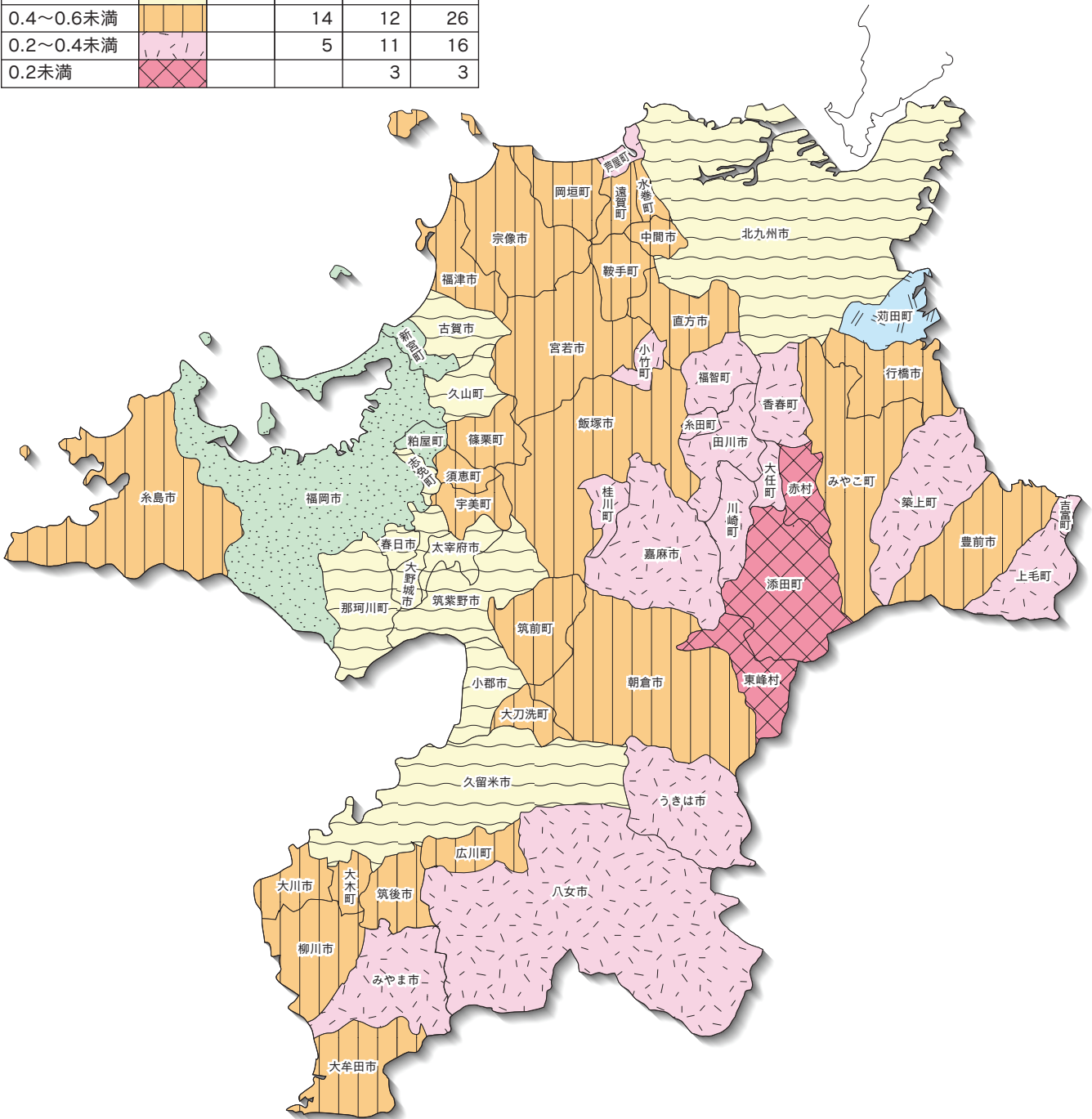


4 主な財政指標の状況

(1) 財政力指数の状況（平成24年度）

区分別では0.4以上0.6未満に属する団体の割合が全体の43%と最も高くなっています。多くの団体が財政基盤の強化が必要です。

区分	団体系	団体数			
		政令市	26市	町 村	計
1.0以上				1	1
0.8~1.0未満		1		2	3
0.6~0.8未満		1	7	3	11
0.4~0.6未満			14	12	26
0.2~0.4未満			5	11	16
0.2未満				3	3



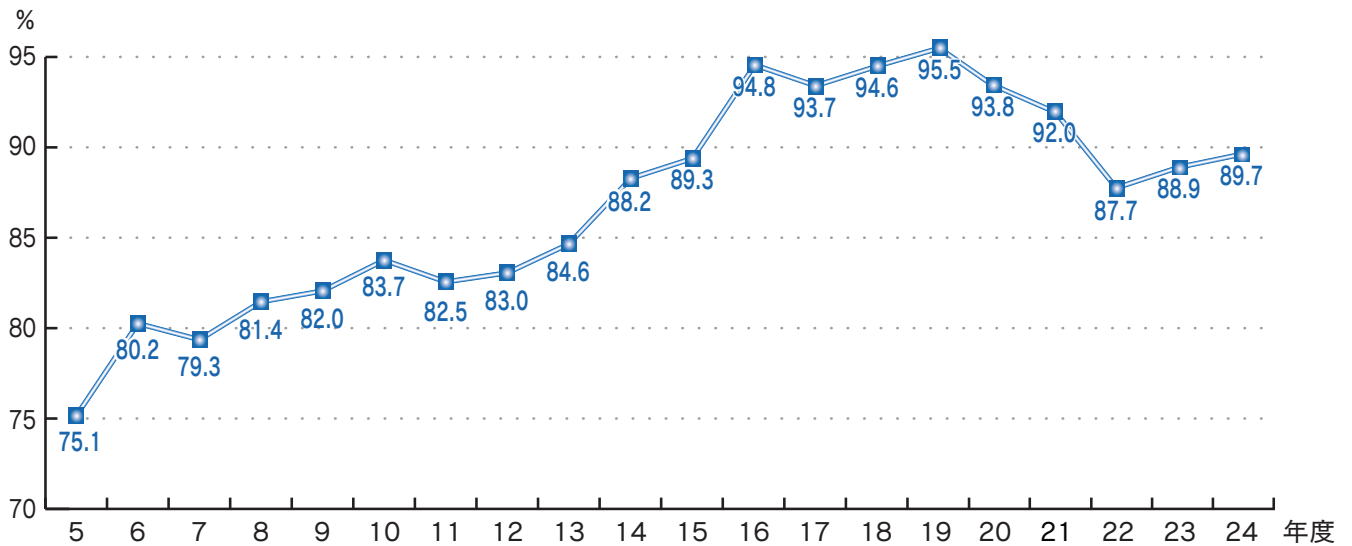
財政力指数

当該団体の財政力を表す指標で、「1」に近く、さらに「1」を超えるほど財源に余裕があるとされます。

(2) 経常収支比率の推移及び状況

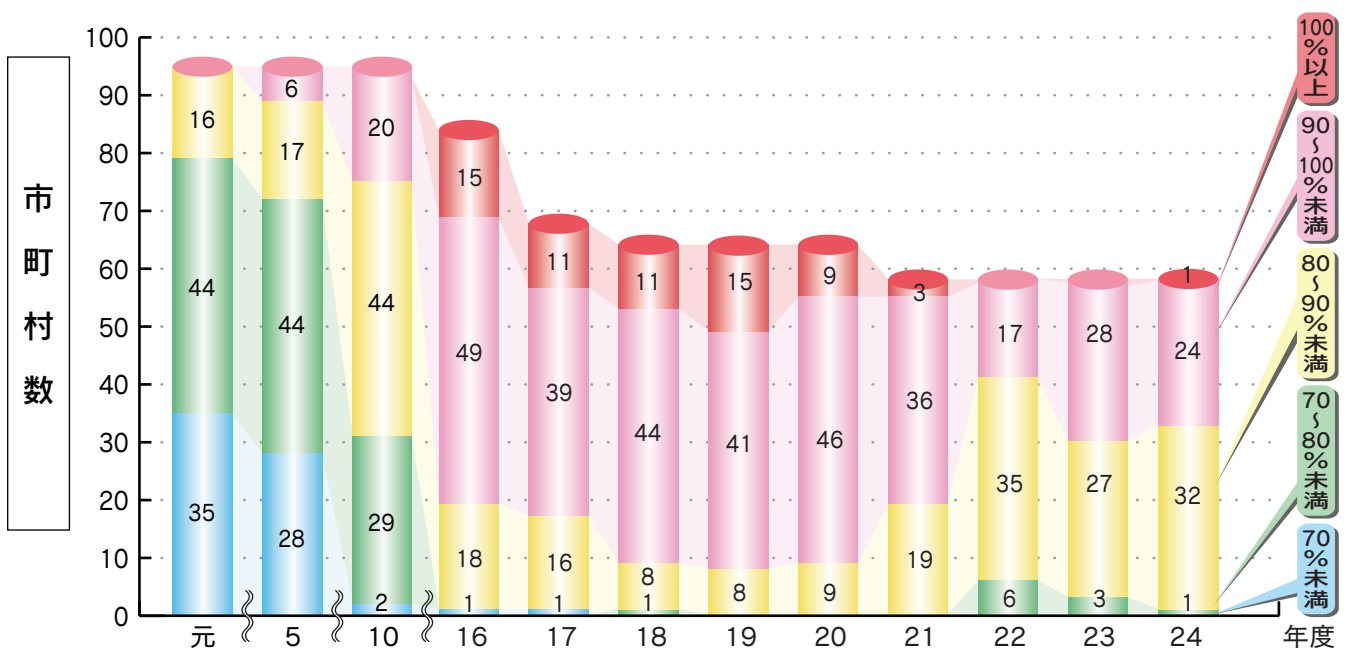
財政の弾力性を示す経常収支比率の県内市町村の平均は、平成19年度をピークに平成22年まで改善傾向にありましたが、平成23年度から悪化し始め、平成24年度は89.7%となりました。平成5年度と比べると約15ポイント高くなっています。

経常収支比率の推移



(注) 政令市を除く市町村単純平均

経常収支比率段階別県内市町村数の状況

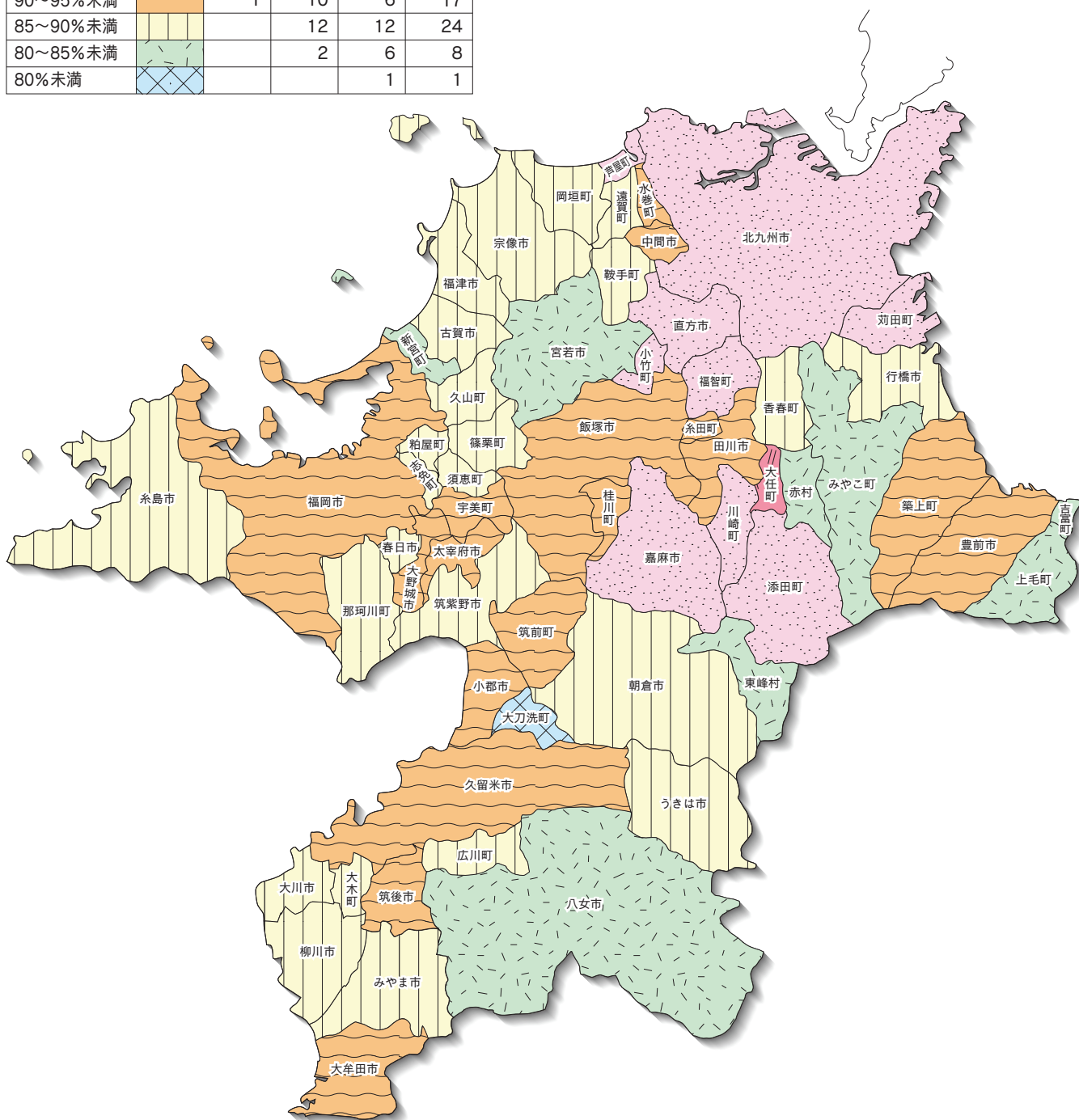


(注) 政令市を除く

経常収支比率の状況（平成24年度）

経常収支比率が100%以上の市町村は全国に25団体あり、うち1団体が県内の市町村でした。なお、県内では約9割の団体が経常収支比率85%以上となるなど、多くの団体において財政構造の弾力性が乏しい状況です。

区分	団体系	団体数			
		政令市	26市	町 村	計
100%以上				1	1
95~100%未満		1	2	6	9
90~95%未満		1	10	6	17
85~90%未満			12	12	24
80~85%未満			2	6	8
80%未満				1	1



県内市町村財政の現状

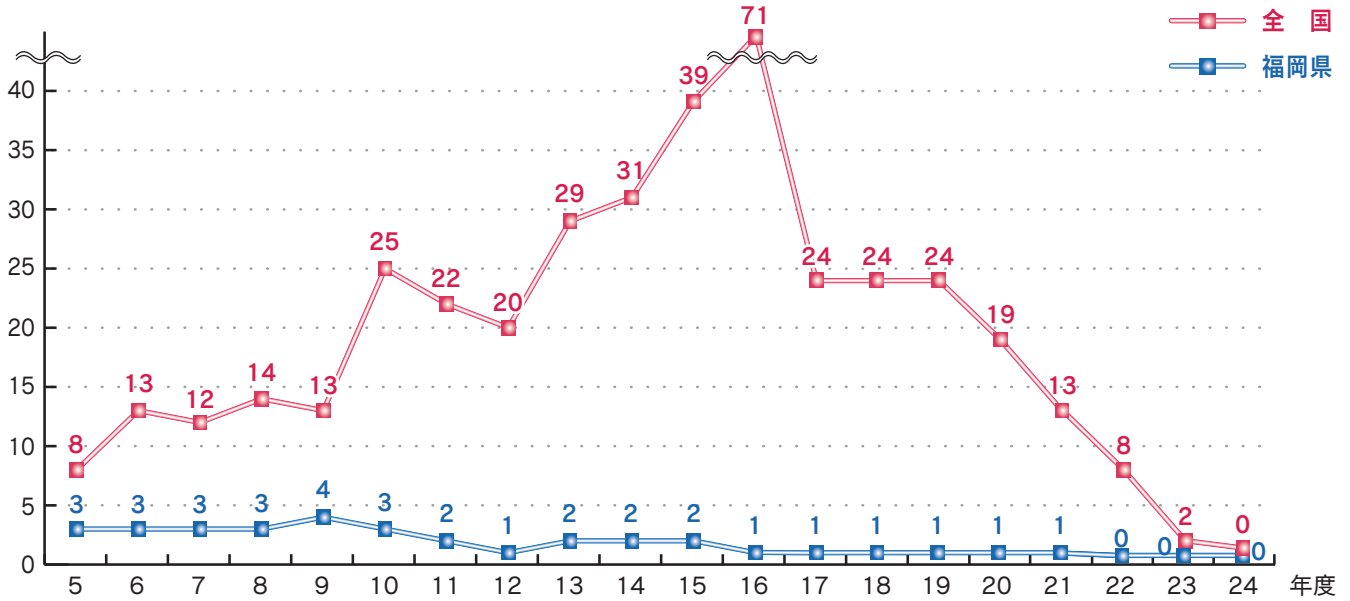
経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。
この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになります。

(3) 赤字市町村数の推移

県内市町村において、普通会計の実質収支が赤字となった団体は、昭和61年度の13団体をピークに減少しており、平成22年度にはなくなりました。

実質収支が赤字の市町村数



(注) 全国の実質収支が赤字の市町村数には、合併に伴う打ち切り決算により赤字となった市町村が含まれている。

準用財政再建団体数及び財政再生団体数の推移

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
全国	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
本県	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「準用財政再建団体」とは昭和30年度以降の赤字団体で旧再建法の規定を準用して財政再建を行う団体である。
 ※夕張市は、平成21年度に健全化法に基づく財政再生計画を策定。それまでは、旧再建法に基づく財政再建計画が存続。

(4) 健全化判断比率等の状況（平成24年度）

平成24年度決算に基づく健全化判断比率等について、早期健全化基準・財政再生基準以上となる県内の市町村はありません。各比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率）の県内市町村の状況については以下のとおりです。

なお、各比率の説明は8～9ページをご覧ください。

①実質赤字比率

実質赤字額が生じた県内市町村はありません。

②連結実質赤字比率

連結実質赤字額が生じた県内市町村はありません。

③実質公債費比率

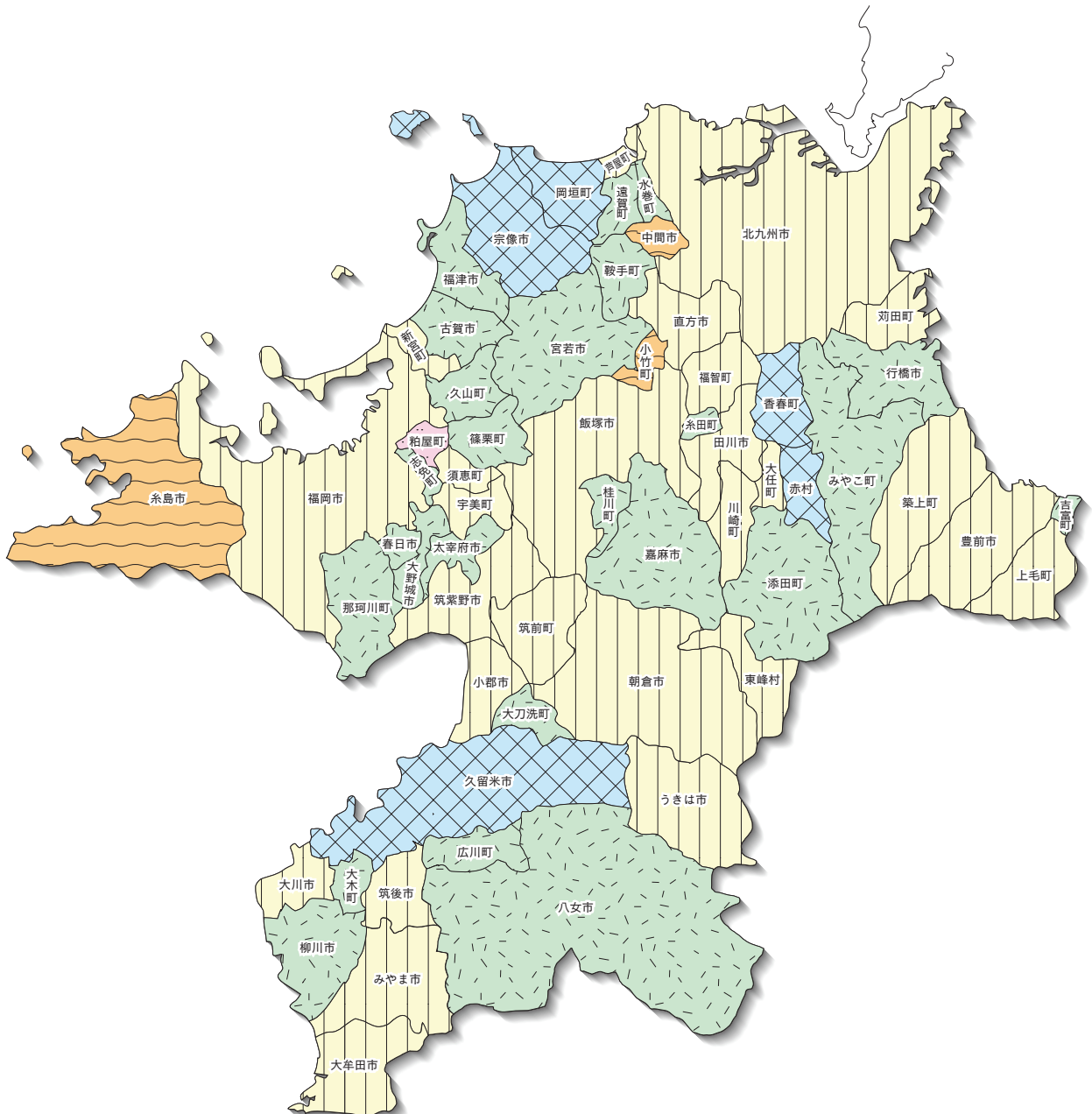
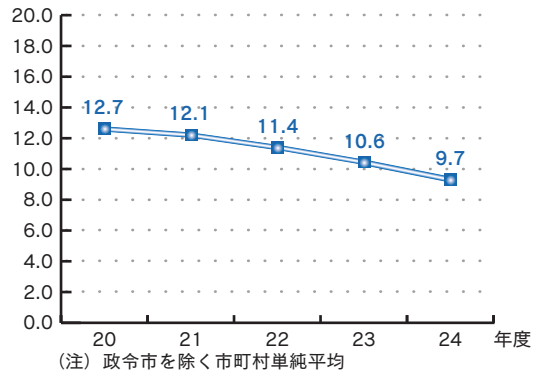
県内市町村（政令市除く）の実質公債費比率（単純平均）は、前年度から0.9ポイント減の9.7%となっています。早期健全化基準・財政再生基準以上となる団体はありません。

実質公債費比率の状況（平成24年度）

区分	団体色	団体数			
		政令市	26市	町村	計
25%以上	////				
18~25%未満	●●●●			1	1
15~18%未満	■		2	1	3
10~15%未満	□	2	12	12	26
5~10%未満	△		10	15	25
5%未満	◇		2	3	5

(注) 実質公債費比率が18%以上となる団体については、起債に当たり許可が必要となる。

実質公債費比率の推移



④将来負担比率

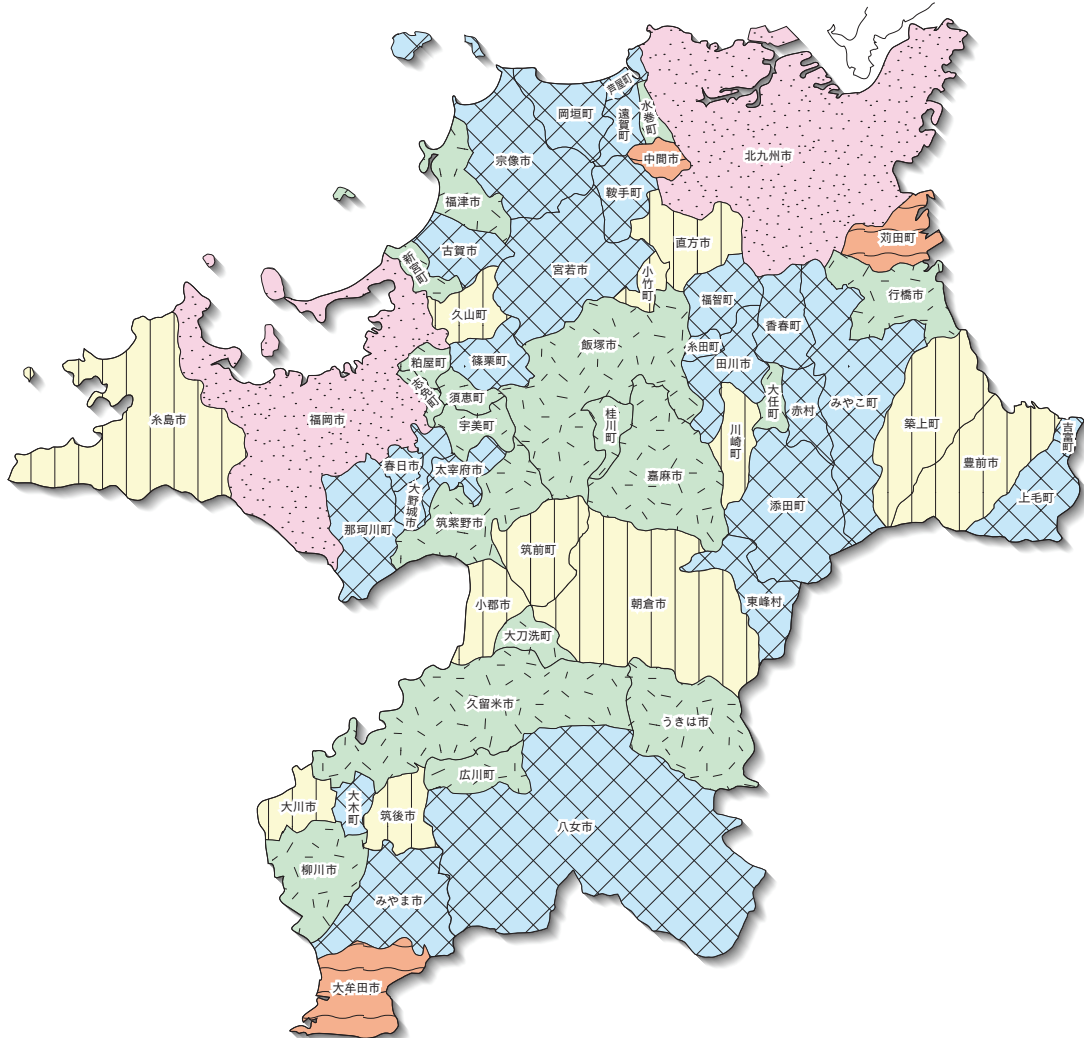
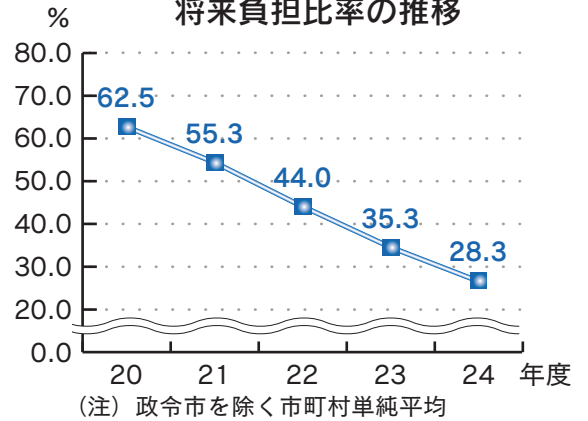
県内市町村（政令市除く）の将来負担比率（単純平均）は、前年度から7.0ポイント減の28.3%となっています。早期健全化基準・財政再生基準以上となる団体はありません。

将来負担比率の状況（平成24年度）

区分	団体系	団体数			
		政令市	26市	町 村	計
200%以上					
150~200%未満		2			2
100~150%未満			2	1	3
50~100%未満			7	5	12
0.1~50%未満			8	10	18
-			9	16	25

(注) 「-」は、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が多額なこと等によって、将来負担比率が算定されない場合である。

将来負担比率の推移



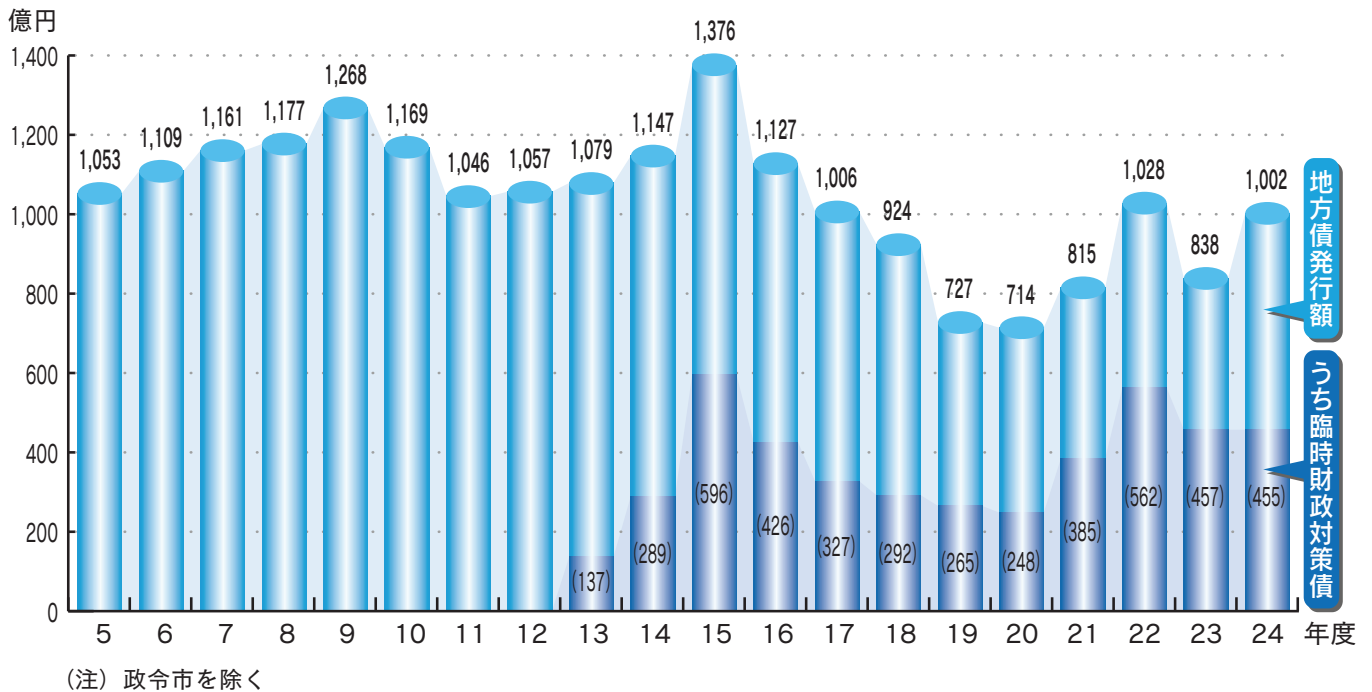
⑤資金不足比率

県内市町村（政令市除く）の1つの公営企業会計で資金の不足額が生じました。経営健全化基準以上となる市町村の公営企業会計はありません。

5 債務と積立

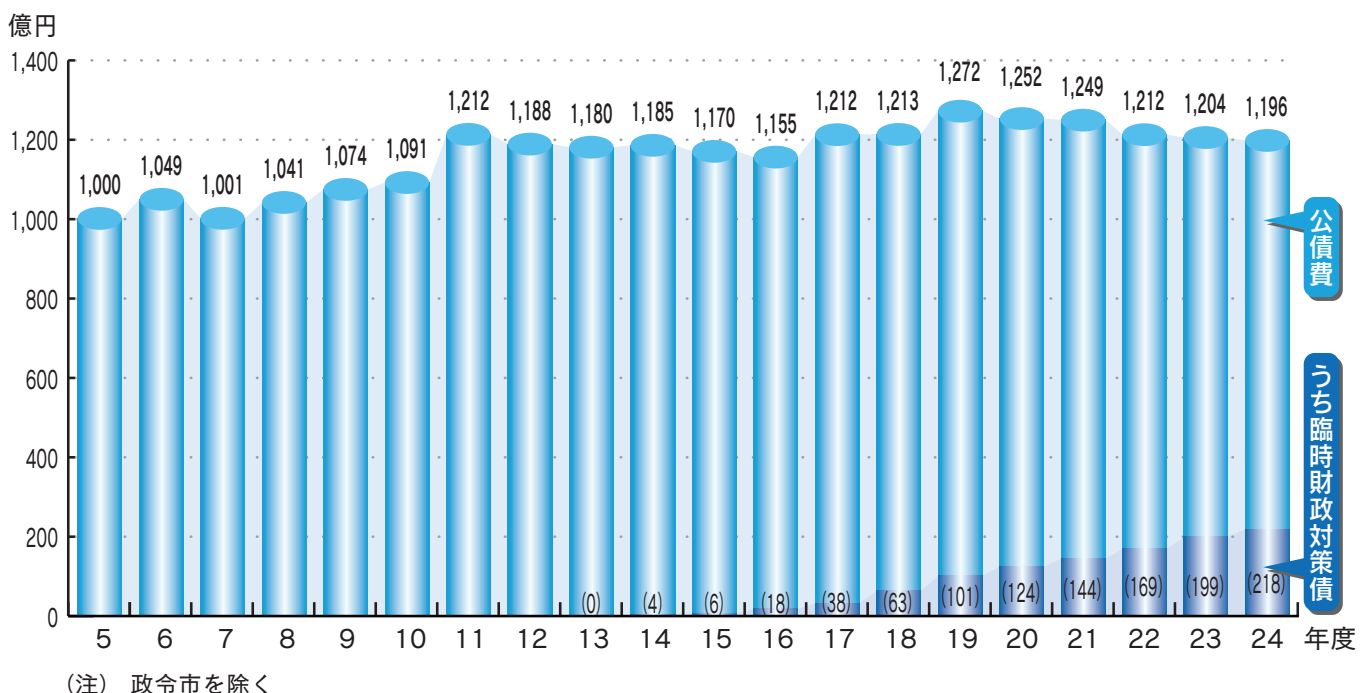
(1) 地方債発行額の推移

地方債発行額は、平成15年度以降、毎年減少していましたが、臨時財政対策債の増加等により、平成21年度から増加に転じました。平成23年度は減少しましたが、平成24年度は緊急防災・減災事業債等が増加したため、再び増加に転じています。



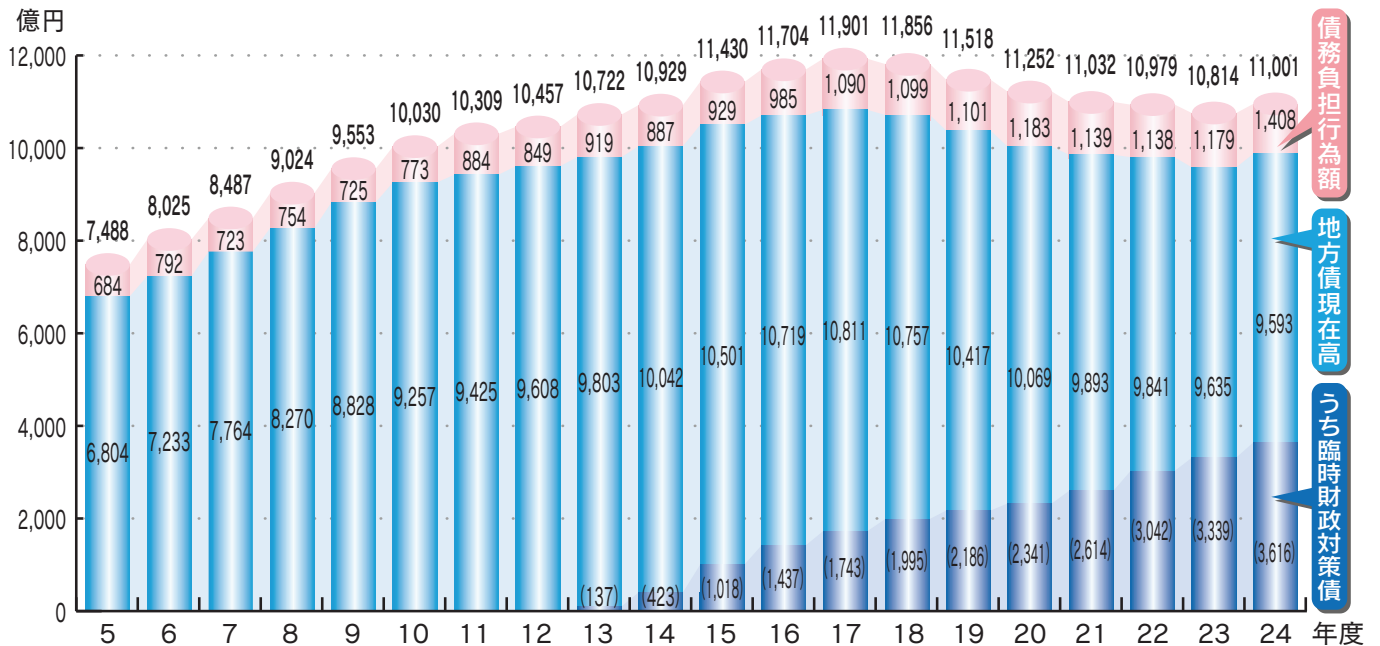
(2) 公債費の推移

公債費（元利償還金）は、平成5年度と比較して約1.2倍になっており、近年は、1,200億円程度で推移しています。



(3) 地方債現在高と債務負担行為額の推移

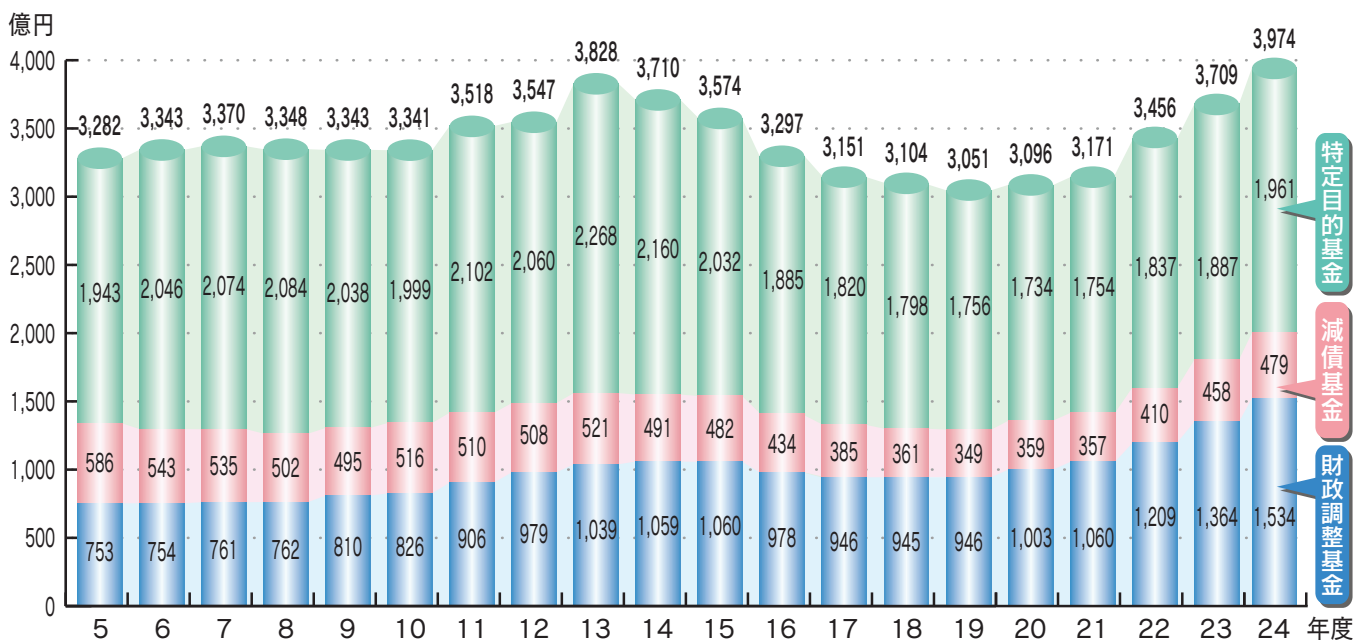
平成24年度末の地方債現在高と債務負担行為額を合わせると1兆1,001億円にもものぼり、平成5年度の約1.5倍にも膨らんでいます。



- (注) 1 政令市を除く
 2 債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。
 3 「公債費」には利子を含み「現在高」には利子を含まないため、
 前年度現在高+当年度発行額-当年度償還額（公債費）=当年度現在高とはならない。

(4) 積立金現在高の推移

積立金現在高は、平成14年度から減少傾向でしたが、平成20年度からは再び増加傾向に転じています。



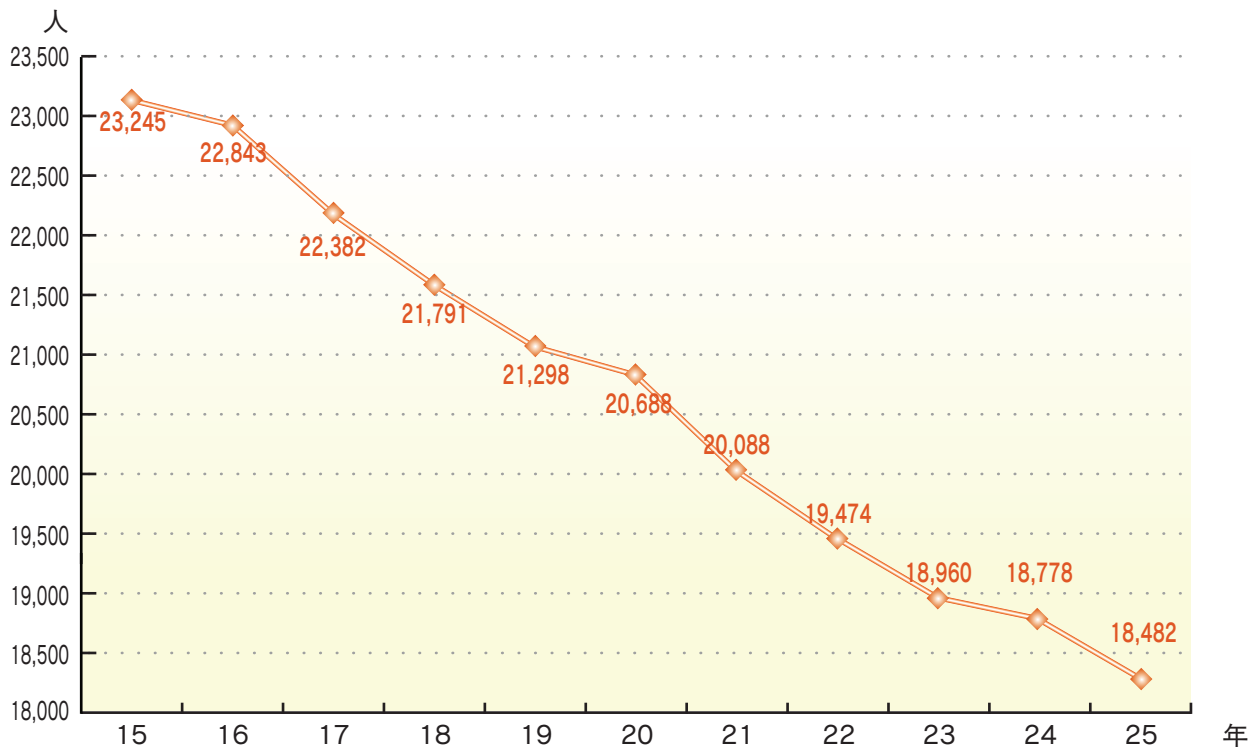
- (注) 政令市を除く

6 職員数の状況

(1) 職員数の推移

市町村職員数は、10年以上減少し続けており、平成25年4月1日現在で、約1万8千人となっています。

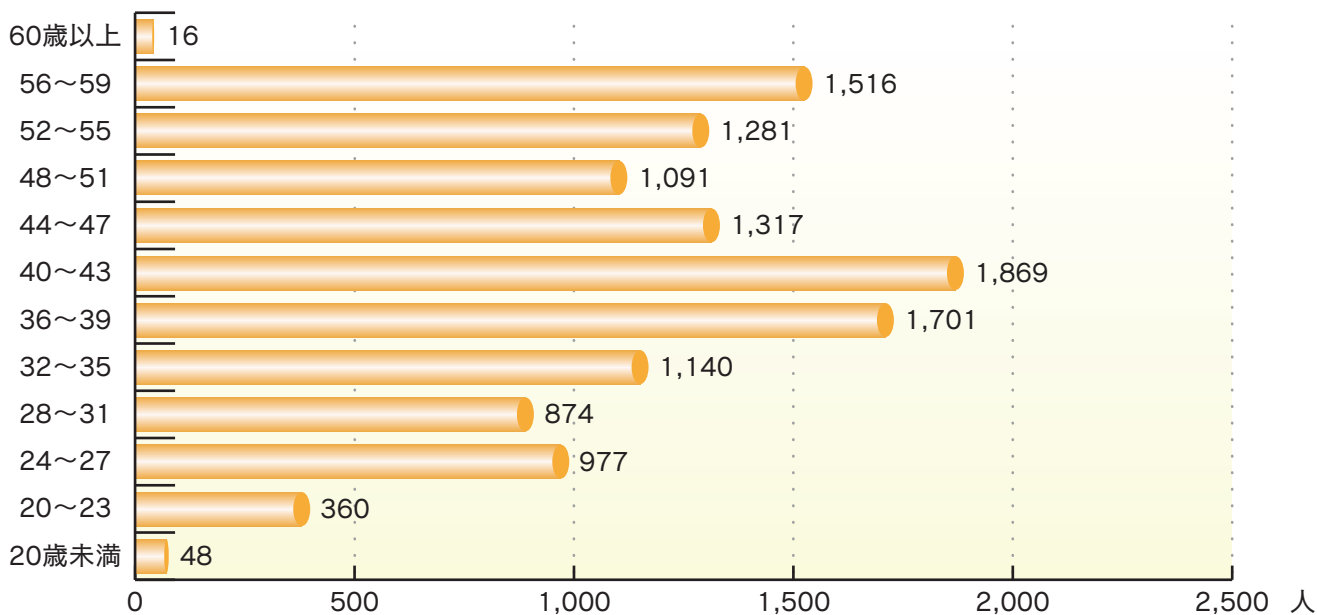
市町村職員数の推移（平成25年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

出典：平成25年地方公共団体定員管理調査（平成25年4月1日現在）

一般行政職年齢別職員構成（平成25年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

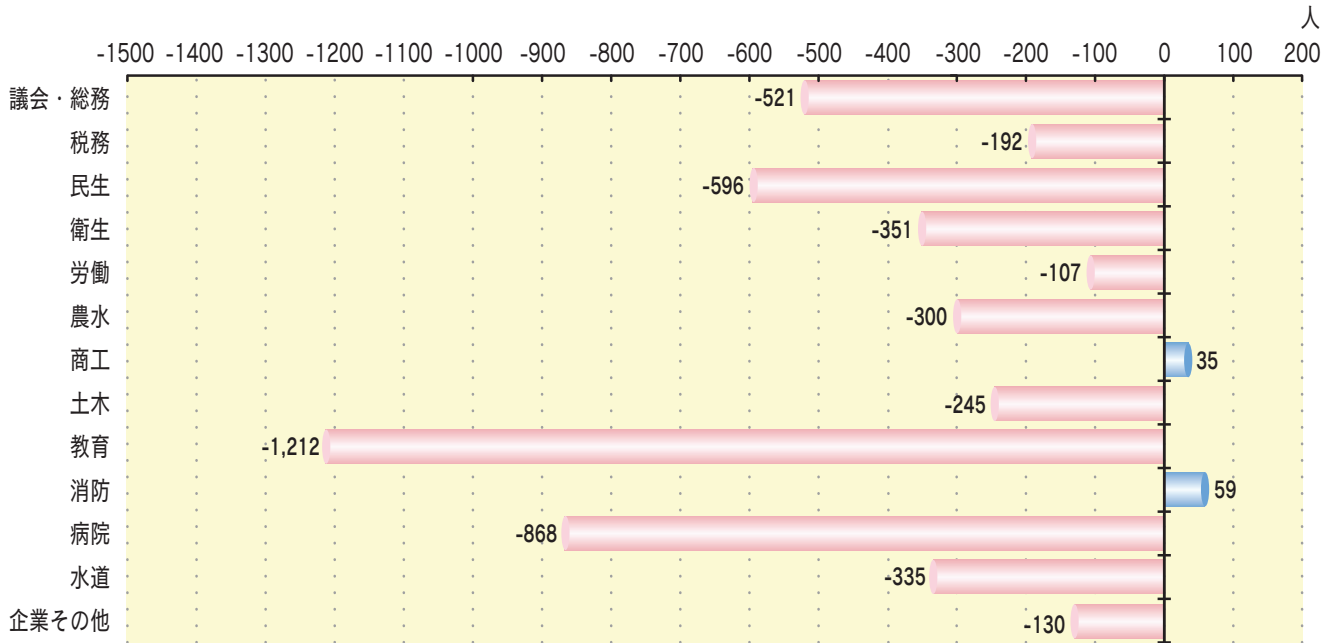
出典：平成25年地方公務員給与実態調査（平成25年4月1日現在）

(2) 部門別職員数の状況

市町村職員数を部門別に平成15年とその増減を比較すると、教育、病院などで職員数が大幅に減少しており、全体としても20.5%の減となっています。

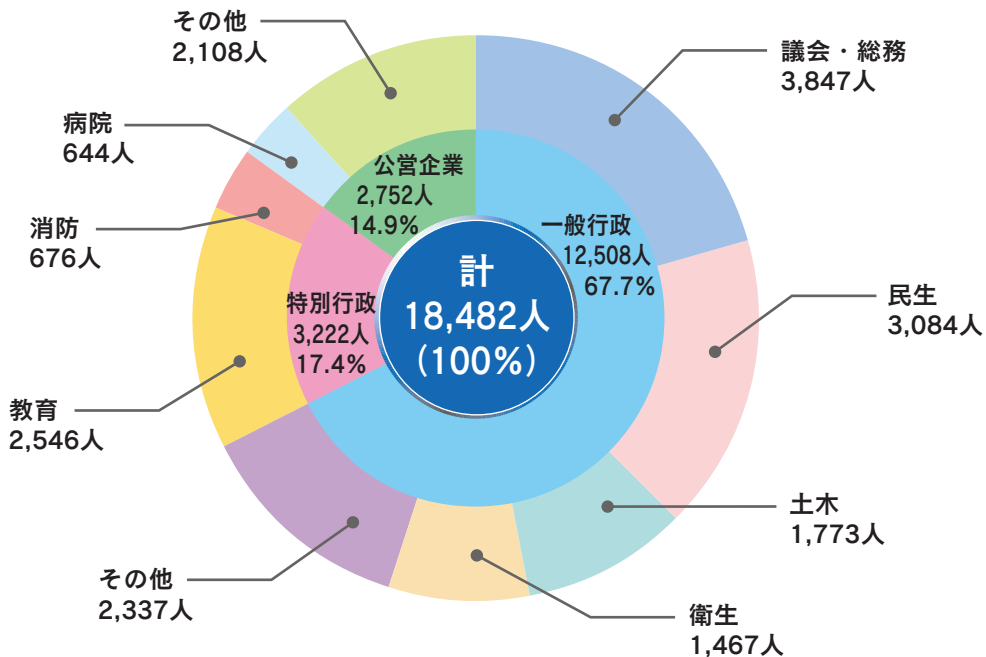
また、平成25年の部門別職員数の状況は、総務、民生、土木等の一般行政職員が全体の約68%、教育、消防で全体の約17%を占め、残りの約15%が公営企業の職員となっています。

部門別市町村職員の増減状況
(平成15年4月1日～平成25年4月1日)



- (注) 1 政令市を除く
2 介護サービスに従事する職員については、平成13年4月1日調査以降、「民生」が「企業その他」に区分変更されている。
3 出典：平成25年地方公共団体定員管理調査（平成25年4月1日現在）

部門別市町村職員数
(平成25年4月1日現在)



- (注) 政令市を除く
出典：平成25年地方公共団体定員管理調査（平成25年4月1日現在）

7 地方公営企業

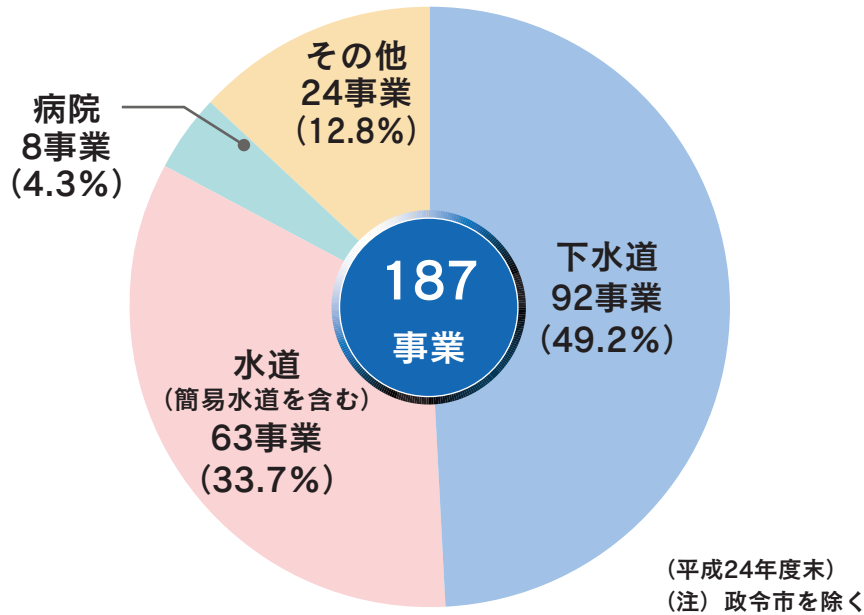
(1) 地方公営企業の役割

地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業であり、上下水道事業、病院事業、交通事業などがその代表的なものです。

これらの企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業として行われています。

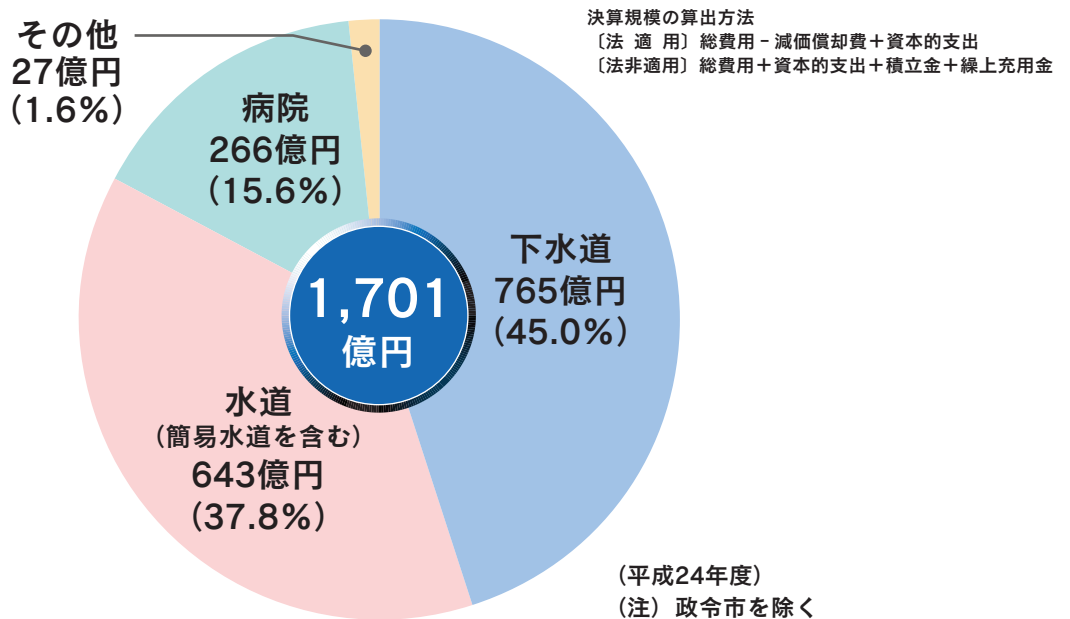
(2) 事業数

事業数は、187事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



(3) 決算規模

決算規模は、1,700億56百万円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



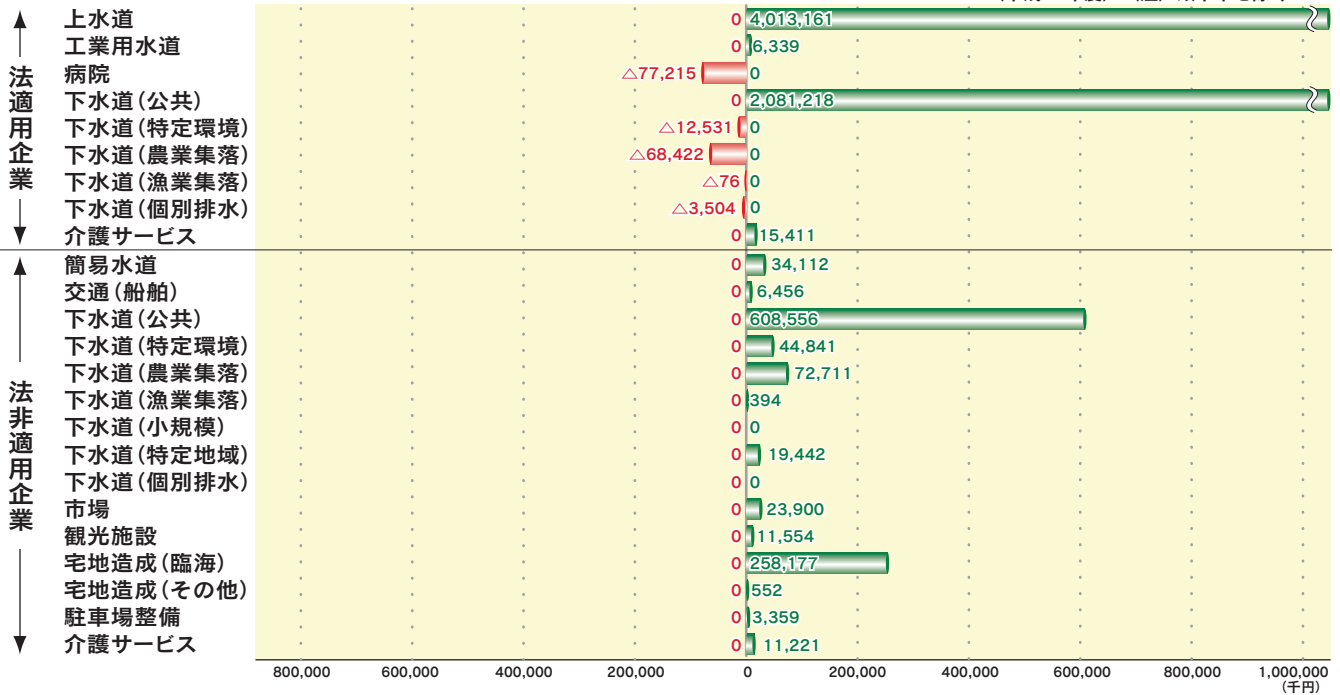
(4) 経営状況

平成24年度における収支の状況を事業別に見ると、法適用企業は上水道、工業用水道、下水道（うち公共）、介護サービス事業が黒字、法非適用企業は全事業が赤字となっています。

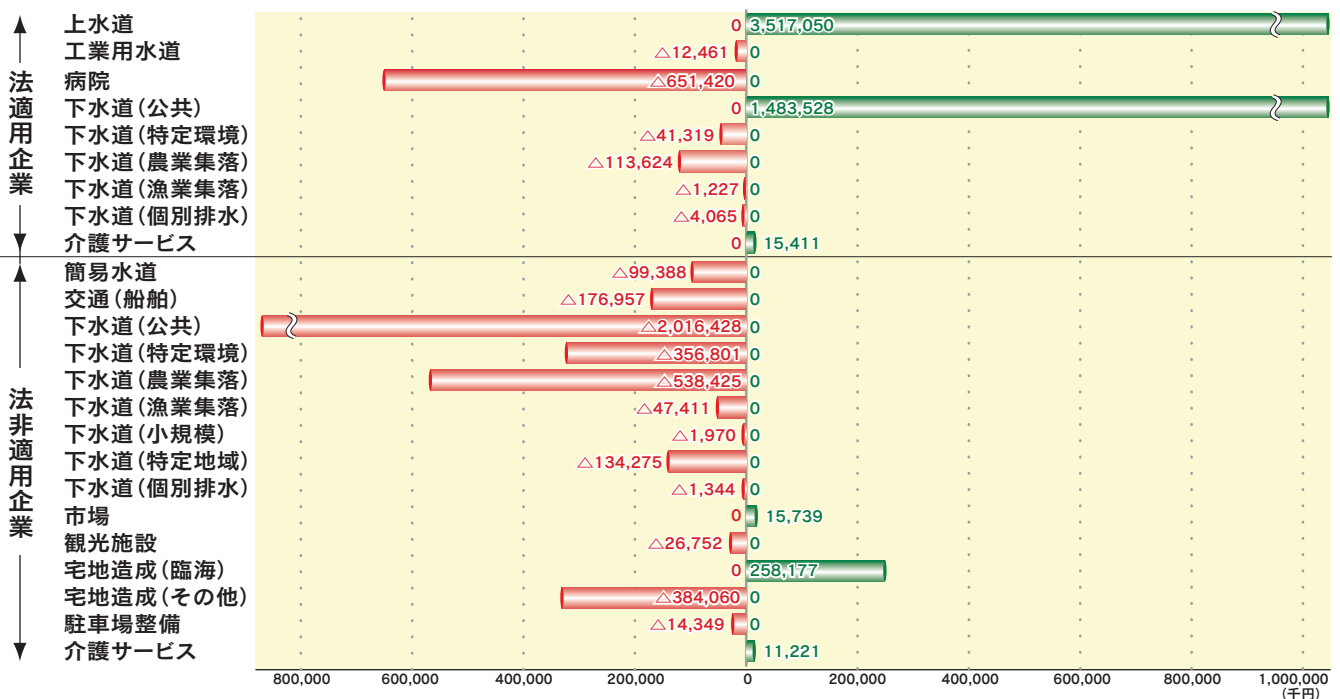
しかしながら、基準外繰入金を差し引いた実質的な収支の状況は、多くの事業で赤字となってしまいます。地方公営企業の経営は、財やサービスの対価としての料金収入により運営する独立採算が原則であり、一般会計からの基準外繰入金に頼らず経営を維持していく努力が必要です。

収支の状況 赤字 黒字

(平成24年度) (注) 政令市を除く



基準外繰入金を除いた場合の収支の状況 赤字 黒字



(注) 収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。

※地方公営企業法の適用を受ける事業を「法適用企業」、適用を受けない事業を「法非適用企業」という。